

議案第 25 号

京丹後市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

京丹後市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 10 号）が公布され、消防団員等公務災害補償条例（例）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

京丹後市消防団員等公務災害補償条例（平成16年京丹後市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京丹後市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた京丹後市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

京丹後市消防団員等公務災害補償条例(平成16年京丹後市条例第220号)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>京丹後市消防団員等公務災害補償条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第220号</p> <p>第1条～第4条 (略) (補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従業者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p><u>(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> | <p>京丹後市消防団員等公務災害補償条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第220号</p> <p>第1条～第4条 (略) (補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従業者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を<u>第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> |

| 現行 | | | | 改正案 | | | | | |
|---|--|--------|-------------|---|-----------|------|--------|-------------|--------|
| (4) (略) (5) (略) (6) (略) 4 (略) 第6条～第29条 (略) 別表(第5条関係) 補償基礎額表 (単位：円) | | | | (3) (略) (4) (略) (5) (略) 4 (略) 第6条～第29条 (略) 別表(第5条関係) 補償基礎額表 (単位：円) | | | | | |
| 階 級 | | 勤務年数 | | 階 級 | | 勤務年数 | | | |
| | | 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 | | | 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 |
| 団長及び副団長 | | 12,900 | 13,700 | 14,500 | 団長及び副団長 | | 13,340 | 14,170 | 15,000 |
| 分団長及び副分団長 | | 11,300 | 12,100 | 12,900 | 分団長及び副分団長 | | 11,670 | 12,500 | 13,340 |
| 部長、班長及び団員 | | 9,700 | 10,500 | 11,300 | 部長、班長及び団員 | | 10,000 | 10,840 | 11,670 |
| 備考1・2 (略) | | | | 備考1・2 (略) | | | | | |
| | | | | 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の京丹後市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた京丹後市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。 | | | | | |